

令和7年度加茂市立葵中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、葵中学校の全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

いじめは、いじめに関わった生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないように、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、実践できるよう指導する。

また、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを共有し、学校、地域住民、家庭等が連携をして、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第1章第2条で、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係^{※1}にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされる。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめは多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じるもの」との要件を限定的に解釈^{※4}することがないように努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※4 「限定的な解釈」とは、被害生徒が加害的行為を受けていることに気付かない場合（ネット上の誹謗中傷等）にいじめとして認知しないような場合である。

3 いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与え

る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※⁵とされている。

※5 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

4 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

年間の学校教育活動を通して、生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また下の表の活動の中に必ずA：「規律・規範意識の醸成」、B：「絆を深める」、C：「自己有用感の向上」の視点を設け、個々の活動を計画する。

A：規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくり

B：互いに認め合える人間関係を築き、いじめ問題に対して自分たちの問題と受け止め、主体的に考え、行動できる働き掛け

C：生徒を前面に出し、活動の中で他から認められているという実感をもつ指導の促進

月	主な活動予定
4	新入生歓迎会 生徒を語る会 部活動集会 分団集会
5	生徒総会 教育相談 校外学習(1年) 職場体験(2年) 上級学校訪問(3年)
6	各種大会等激励会 第1テスト 地区大会 地区懇談会
7	各種大会報告会・激励会 県大会 吹奏楽コンクール
9	体育祭 新人大会等激励会
10	合唱コンクール 教育相談
11	第2テスト いじめ見逃しゼロスクール集会(小6参加)
12	生徒会役員選挙立会演説会
1	
2	生徒総会 第3テスト 卒業生に向けての感謝プロジェクト 修学旅行(2年)
3	卒業式練習 卒業式

(2) いじめの防止について

いじめはどの生徒にも起こりうるという意識をもち、学校は全ての生徒を対象に未然防止のための取組として、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

[具体的な取組]

- ・社会性の育成…生徒会が主体となつて行う小中連携活動(いじめ見逃しゼロスクール集会) 異学年交流活動(体育祭)、地域貢献活動(古紙回収)
- ・自治能力の育成…生徒会活動、学級活動、合唱コンクールに向けた活動
- ・学級づくり…SGEを取り入れた特別活動、行事に向けたグループ活動の充実、Q-U検査を活用した学級

経営の充実

- ・授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成

(3) いじめの早期発見について

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候と思われることであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査、教育相談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。特に、毎月行う心のアンケートについては、生徒が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することが多い。生徒にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、アンケートの手順には細心の注意を払い、生徒から出た相談については、迅速に組織的な対応を徹底ができるようにする。

〔具体的な取組〕

- ・いじめ実態調査…担任とのやりとり帳の交換（毎日）、心のアンケート（毎月）
- ・教育相談…定期教育相談の実施（年2回）、チャンス相談の実施（毎月）
- ・Q-U 検査…学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラーの活用、家庭・保護者との連携
- ・生徒会活動…生徒会活動における意見箱の設置

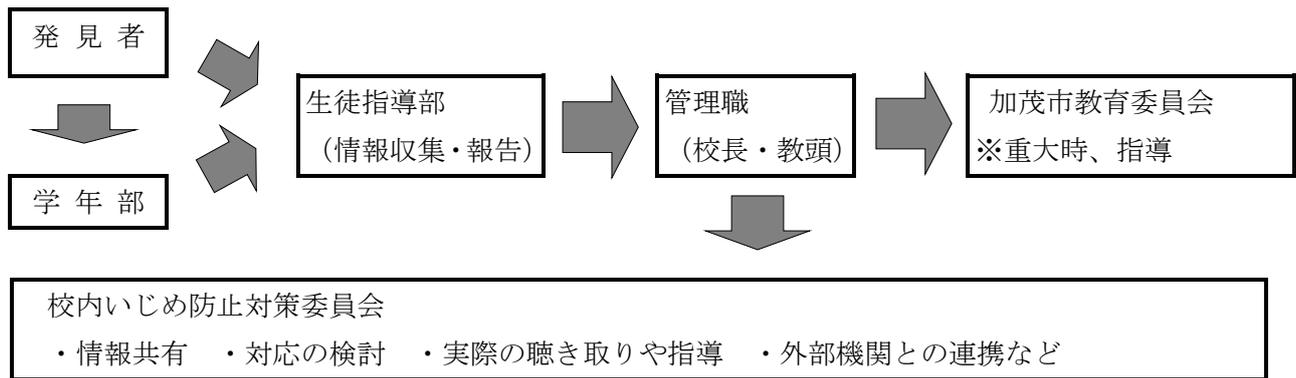
心のアンケートの手順と組織的な対応について

- ① 心のアンケート行うときは、席を離して行う。
- ② 悩みを出しやすい落ち着いた雰囲気作りに努める。
 - ・「どんな細かいことでもいいから気になることは全部書いてください」など声かけを行う。
 - ・終わったら、話をしないで静かに待つ。など
- ③ 担任は、アンケートを一人一人回収する。（秘密の厳守）
- ④ 担任は、すぐにアンケートに目を通す。【③、④（いじめについての項目）に○を付けたアンケートがある場合は、学年主任や生徒指導部に相談して、即日対応する】
- ⑤ 学年主任は担任からの報告を集計して、その日のうちに生徒指導主事に集計シートを渡す。
- ⑥ 生徒指導主事は、集計シートをまとめて管理職に報告する。また、週1回の生徒指導部会で生徒指導部に報告をする。

(4) いじめの認知後の処置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒等を守り通すとともに、いじめた生徒等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

いじめ認知後の組織的な対処



5 いじめへの対処

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。校内いじめ対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

6 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「校内いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導部、養護教諭を構成員とする

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、教育委員会、SSW、警察などの外部機関と連携する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のための相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係の悩み等を含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査により事実関係の把握といじめであるかの判断を行う。

7 重大事態に係る対応について

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- など、生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

ウ その他の場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会へ報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか、など上記内容について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

イ 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を行う。

ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

エ いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該生徒の心情を十分に配慮しながら、ていねいに聞き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。

オ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（当該生徒の死亡や入院など）は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた生徒は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該生徒の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、次のような対応や支援を行う。

ア 教員やスクールカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を継続的に行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。

イ 聴き取りで得られた情報をもとに、安心できる学習・生活環境を確保する。

ウ 必要に応じて、保護者の了解のもとに、医療機関や警察と連携を図る。

また、当該生徒の保護者へは次のような対応や支援を行う。

エ 学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体制で努め、対処について最善を尽くすことを伝える。

オ いじめの事実や当該生徒の心身の状況、対処方法について、具体的な内容を説明する。

カ ていねいに協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。

キ 保護者自身の不安をできる限り解消するためにスクールカウンセラーや教育相談員等とのカウンセリングの機会を設定する。

(4) いじめを行った生徒及び保護者への対応

いじめを行った生徒に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。

ア 決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないよう指導する。

イ いじめを受けた生徒の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。

ウ 再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。

エ 保護者に対しては、いじめに係る事実をていねいに説明し、行為の重大さを当該生徒と共に認識させるとともに、解決への協力を求める。

オ いじめを行った背景に注視し、当該生徒の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

8 その他の学校の取組

(1) いじめの防止等に関わる職員研修を8月に行う。ただし、必要な場合は適宜行う。また、地区懇談会の際に SNS 等の講演会を行い、SNS 等の問題に関して、学校や家庭、地域の方と一緒に研修していく。

(2) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。

(3) いじめ防止等にかかる上記の取組について、学校評価（①防止のための取組、②早期発見・事案対処マニュアルの実行、③アンケート、面談、校内研修の実施等達成目標に対する評価など）において、PDCA サイクルにより取組の評価を行う。

(4) SNS 等におけるいじめやトラブル防止のため、生徒自身が作成した葵中学校区ルールに基づき、次の指導を徹底する。

ア 自分及び他人の個人情報（ID、パスワード、アカウント、アドレス、電話番号、個人を特定できる画像など）を許可なく掲載しない。

イ 自他を誹謗中傷する表現や品格を損なう不適切な表現を掲載しない。

ウ いじめや暴力を受けているなどの情報を得た場合は速やかに家人と学校に報告する。

（人の SOS を見逃さない）

(5) この方針は、年度の終わりに校内いじめ防止対策委員会で見直しを行い、必要があれば更新する。